

業務委託 随意契約結果(少額随意契約を除く)

様式13

No	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成31年度 中央区広報紙「広報ちゅうおう(5月号から7月号)」企画編集及び印刷業務委託(概算契約)	115:デザイン企画印刷	株式会社高速オフセット	2,542,808円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G26	-
2	平成31年度大阪市中央区における新たな地域コミュニティ支援事業	185:各種施策研究・調査	街角企画株式会社・有限会社OM環境計画研究所地活協事業推進共同企業体	11,324,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	平成31年度中央区コミュニティ育成事業業務委託	109:催事	一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	8,377,854円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	平成31年度地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域福祉見守り活動事業	200:その他	(社福)大阪市中央区社会福祉協議会	34,525,013円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	平成31年度「区民協働による魅力発信推進事業」	185:各種施策研究・調査	街角企画株式会社	1,527,000	平成31年4月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	平成31年度とんぼりリバーウォークにぎわい事業「にぎわいスクエア」atとんぼりリバーウォーク	109:催事	株式会社サイバー・クラフト	4,897,800	平成31年4月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
7	平成31年度区と連携した芸術文化青少年育成事業(中央区)子ども文楽公演等企画運営業務委託	200:その他	関西舞台株式会社	1,426,000円	令和元年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度 中央区広報紙「広報ちゅうおう（5月号から7月号）」企画編集及び印刷業務委託（概算契約）

1. 契約の相手方

株式会社高速オフセット

2. 随意契約理由

中央区広報紙「広報ちゅうおう」は、区民をはじめ事業所等に対し、身近でニーズの高いきめ細やかな行政情報及び地域情報の提供を図ることを目的として、毎月1日に発行している。平成31年度中央区広報紙「広報ちゅうおう」企画編集及び印刷業務委託（概算契約）について、平成31年1月21日付け、公示し、一般競争入札に付したが、予定価格超過により業者決定に至らなかったものである。

今後、仕様内容等の見直しを行い、改めて一般競争入札に付すこととするが、業者決定するまでに一定の期間を要することから、「大阪市随意契約ガイドライン」に基づき、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約するものである。

株式会社高速オフセットは、現に契約履行中の事業者であり、引き続き実施させたとき、期間の短縮ができることから、同社と特名随意契約を締結するものである。

3. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

4. 担当部署

中央区役所総務課総合企画グループ

（電話番号：06-6267-9683）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度 大阪府中央区における新たな地域コミュニティ支援事業

2. 契約の相手方

街角企画株式会社・有限会社OM環境計画研究所地活協事業推進共同企業体

3. 随意契約理由

本業務について、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、各地域活動協議会の事情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を作成し、業務を委託した方が優れた成果を期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号 06-6267-9833）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度中央区コミュニティ育成事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由

本事業は、地域文化の振興発展を図るため、多くの区民が集い、交流し、連帯感を高める事業であり、中央区における地域コミュニティの発展を目指した事業実施が求められている。

したがって、企画運営が事業方法など総合的に勘案する必要があり、最も優れた提案者を採用する公募型企画プロポーザルの採用が適していると考えられるため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：06－6267－9833）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成31年度地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域福祉見守り活動事業業務委託

2. 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市中央区社会福祉協議会

3. 随意契約理由

福祉局が実施する「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（以下、「強化事業」という。）」は、地域や行政が一体となり、日頃から見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、現行の機能と①要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の3つの機能を一体的に果たすことにより実施するものである。

「強化事業」では、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、地域の福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

また、中央区が実施する「地域福祉見守り活動事業」は、地域福祉コーディネーターが、自身の保有している要援護者情報及び「強化事業」において整理された要援護者名簿をもとに、要援護者世帯を訪問してニーズの把握を行い、支援が必要な方を適切な支援につなげること、並びに地域行事に参加するなどにより要援護者情報の収集を行い、区民から福祉相談を受け、行政機関や関係機関につなげるなどの適切な対応を行うことにより実施するものである。

これら2つの事業は地域を基盤として要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区の社会福祉協議会は、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活

動支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取り組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市中央区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課保健福祉グループ
(電話番号：06-6267-9199)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度「区民協働による魅力発信推進事業」

2. 契約の相手方

街角企画株式会社

3. 随意契約理由

本事業は、区民の地域への関心を深め、区民の自発的なまちの魅力発信に繋げていくため、関係団体等と連携し、地域資源を活かしたまちの歴史的・文化的魅力を体感できるイベント「(仮称) 中央区 見てある記」を企画・実施する事業である。

また、地域の歴史や伝承など豊富な知識を有する人材「中央区まちのすぐれもん」(以下「すぐれもん」という。)の登録・派遣、活動支援する事業である。

本事業の要となる地域資源を活かしたまちの歴史的・文化的魅力を体感できるイベントについては、多くの関係団体等との連携を行いつつ、市民協働の成果をめざすものであり、臨機応変かつ柔軟な対応が求められるものであるため、一般競争入札等による選定方法では、事業運営力を推し量ることができない。また、高度な企画力が不可欠であり、中央区の歴史・文化における豊富な知識が求められ、事業者はそのノウハウをいかした効果的な実施方法を提案させ、本市と協議のもと事業を実施することで、より大きな事業効果が期待できる。よって、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を選定する必要があるため、性質又は目的が競争入札に適さない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課まち魅力推進グループ（電話番号：06-6267-9832）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度とんぼりリバーウォークにぎわい事業
「にぎわいスクエア」 at とんぼりリバーウォーク

2. 契約の相手方

株式会社サイバー・クラフト

3. 随意契約理由

本事業は、地元企業、商店会等との連携のもと、道頓堀川遊歩道（通称：とんぼりリバーウォーク）において、道頓堀の夏のイベント「にぎわいスクエア」を開催することにより、ミナミのさらなる賑わいの創出を図るとともに、この場を有効に活用して、中央区内で実施するイベントや中央区の観光魅力の効果的な情報発信を行い、区全体の賑わい創出につなげることを目的としている。よって、「とんぼりリバーウォーク」において、行政、商店会や企業等が連携し、各種集客イベントを連続的なプログラムにより実施していく必要がある。

本事業の要となる集客効果の高いイベントの開催については、高度な企画力が求められる。また、事業の実施にあたっては、(一社)大阪活性化事業実行委員会、商店会、企業等が運営する「大阪ミナミ夏祭り」と「にぎわいスクエア」を一体的に開催し、道頓堀の夏の一大イベントとして盛り上げていくことが不可欠であり、最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施する業務委託において、優れた成果を期待できる。よって、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を選定する必要があるため、性質又は目的が競争入札に適さない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課まち魅力推進グループ（電話番号：06-6267-9832）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度区と連携した芸術文化青少年育成事業(中央区)子ども文楽公演等企画
運営業務委託

2. 契約の相手方

関西舞台株式会社

3. 随意契約理由

本事業は歴史的・文化的資源の豊富な中央区の特性を活かし、貴重な文化資産である文楽や文楽を特色とする地域（中央区高津地区）で取組まれている「子ども文楽」公演等に関する催しを実施し、子ども達が演じる文楽という取組みを親子で鑑賞することで、伝統文化をより一層身近に感じてもらうとともに、中央区と文楽の関わりや文楽の歴史を知り、まちへの愛着と誇りを育む。

本業務については、伝統芸能についての専門的な知識・技術、子どもにわかりやすく伝えるためのノウハウや応用力が必要とされるため、最も優れた実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、本業務委託のより大きな成果が期待できる。したがって、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ
(電話番号：06-6267-9743)